

塩竈市水洗便所改造資金融資あっせん制度

市民の方々が汲取り式便所から水洗化し公共下水道に接続する場合、その改造資金について有利な条件で安心して融資が受けられるよう、金融機関へのあっせんや利子の全額補給の助成等を通じて、市民の環境衛生の向上と水洗便所の普及促進を支援しています。

- 融資のあっせんを受けることができるのは、下記の条件を満たす方になります
- ① 市の下水道処理区域内における建築物の所有者又は占有者であること。
(占有者は既設汲取り式便所の改造の同意を住宅の所有者から得ること。)
 - ② 市税を滞納していないこと。
 - ③ 下水道受益者負担金及び下水道使用料を滞納していないこと。
 - ④ 市内に居住し市民税を納付する連帯保証人が1人いること。ただし、市内に保証人となる者がいない場合は、県内に居住し、市町村民税を納付する者を連帯保証人にすることができる。

■融資あっせん限度額	※工事に要した金額の範囲内です。
①住宅	内です。
②共同住宅（アパート等） 1棟あたり	一律
③事務所・店舗等	1,000,000円
④共同管	
⑤その他市長が認める工事	

■利子 実際に発生する利子は、市が金融機関へ全額補給

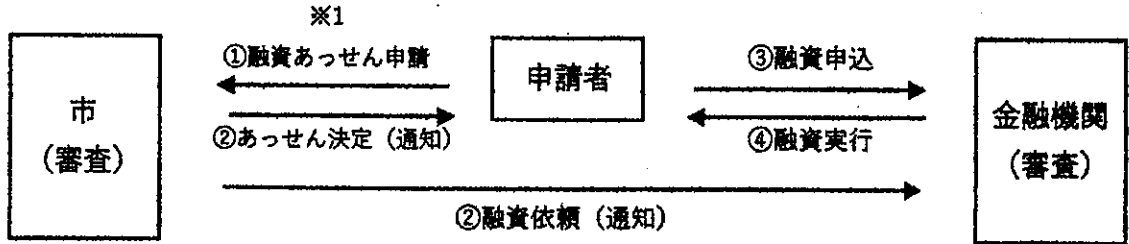
■償還期間 5年以内（据置なし）

■償還方法 元金均等払い（繰上償還可）

■遅延利息 年 14.0%

■申請手続きの代行 ※1
申請手続きは指定工事店で代行をしています。

■融資のながれ



■取扱金融機関

金融機関名	支店名
七十七銀行	塩釜・北浜・塩釜西
岩手銀行	塩釜
仙台銀行	塩釜
北日本銀行	塩釜
杜の都信用金庫	塩竈営業部・玉川・北
東北労働金庫	塩釜

お問合せ先

塩竈市建設部下水道課

022-364-2193

(令和3年4月1日現在)

